

\* 法務局がすすめる終活 \*

法務局が作った

# 「エンディングノート」

～ for the future ～

法務局が作った「エンディングノート」は、あなた自身の必要な情報をまとめ、大切な人への感謝の気持ちを残し、また、ご家族が様々な判断や手続を進める際にお役に立てていただくためのノートです。

あなた自身のこれまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけづくりするため、また、日々の生活における様々な備忘録としても活用していただくために作りました。

あなたの心配ごとや不安なことはできる限り法務局がサポートさせていただきますので、お気軽におたずねください。

## 千葉地方法務局

〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号

043-302-1311(代表)



## ～ 未来につなぐ相続登記 ～

### 相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間が経つと様々な問題が起きる可能性があり、遺された家族も大変です。

何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、未来につながる相続登記をしましょう！

### 「長期相続登記等未了土地解消作業」ってなに？

法務局では、公共事業の実施主体から要望のあった土地で、所有者が死亡後、長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の相続人を探索した上で、その相続人の方に長期間相続登記がされていないことをお知らせしています。この通知が届いた方は、是非、[司法書士会など（28ページ）](#)へご相談ください。

## はじめに

「法務局がすすめる終活」は、人生の後半戦を楽しみ、自分の望む最期を迎えられるように、元気なうちから準備をする活動と捉えています。

年齢を重ねるにつれ、老後の生き方や人生の締めくくり方を考えるようになる人も少なくありません。また、遺された人に、「精神的かつ金銭的な負担をかけたくない。」という気持ちからも終活は注目されています。

誰しものが抱える老後の不安を解消し、自分の最期についてポジティブに考えられ、より良い老後を過ごすことができるよう、終活を考えてみましょう。

法務局は、相続登記を始めとする不動産の登記事務を取り扱っていますが、全国には相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、東日本大震災からの復興に関連して明らかになり、マスコミも大きく報道し、所有者不明土地問題が社会的な関心を集めました。

このまま不動産の相続登記が放置され続けると、所有者の把握が困難となり、その結果、所有者不明の土地や空き家が増加する大きな要因になるばかりでなく、老朽化により家屋が倒壊したり、その地域に必要な公共事業の支障になるなど多くの問題につながります。

そこで、全国の法務局では、これらの問題の発生を未然に防ぐために、相続登記を促進する様々な取組を行っています。

この「エンディングノート」は、相続登記を促進する取組の一つとして、法務局が取り扱う相続登記・遺言書保管・後見登録を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるよう、千葉地方法務局が作成しました。

ご自身の未来のため、これからの人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆さまのお役に立てれば幸いです。

令和4年12月22日

千葉地方法務局



## もくじ

### 第1 「エンディングノート」を作成してみましょう

- 1 わたし自身のこと ..... 1
- 2 もしものとき ..... 4
- 3 あなたの所有する財産について ..... 7

### 第2 もしものときのために～「自分のために、家族のために」～

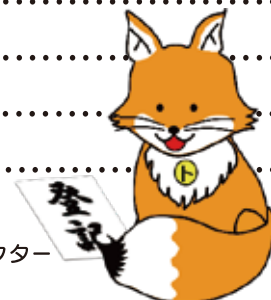
- 1 「相続登記」～相続登記はしないといけないの?～ ..... 13  
令和6年4月1日施行「相続登記の申請が義務化」されます。
- 2 「法定相続情報証明制度」～相続手続きが簡単に!～ ..... 15
- 3 「遺言」～相続? 争続? トラブル防止のために～ ..... 17  
法務局に預けて安心! 「自筆証書遺言書保管制度」とは? ..... 21
- 4 「成年後見制度」～自分のために、家族のために～ ..... 23
- 5 民法改正により新たな制度が創設されました! ..... 26  
「配偶者居住権」ってどんな制度? ..... 26  
「居住用不動産等の優遇措置」ってどんな制度? ..... 26  
令和5年4月27日施行「相続土地国庫帰属制度」とは? ..... 26
- 6 問い合わせ先一覧 ～どこに問い合わせたらいいの?～ ..... 28



「遺言書ほかんガルー」

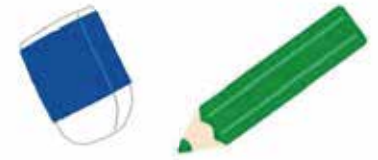
### 第3 そのほか、法務局でお役に立てること

- 1 まさかの家賃トラブル ..... 30
- 2 境界トラブルを解決 ..... 31
- 3 会社を経営しているが、 ..... 32
- 4 困ったことがあったら、 ..... 33
- 5 登記の申請方法 ..... 34



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

# 第1 「エンディングノート」を作成してみましょう



## 1 わたし自身のこと

フリガナ

名 前 : \_\_\_\_\_

生年月日 : \_\_\_\_\_ 血液型 : \_\_\_\_\_

〒 -

住 所 : \_\_\_\_\_

本 籍 : \_\_\_\_\_

## デジタルデータはありますか？

①携帯電話番号 \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

MEMO

②スマホ番号 \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

MEMO

### ③パソコンのログイン情報

ログインID \_\_\_\_\_

ログインパスワード \_\_\_\_\_

### ④SNSのアカウント・ID・パスワード

(1) Facebook・Twitter・Instagram・LINE等

アカウント \_\_\_\_\_

ログインID \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

(2) Facebook・Twitter・Instagram・LINE等

アカウント \_\_\_\_\_

ログインID \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

### ⑤保存データ等のパスワード

(1) オンライン口座（銀行、証券会社、信託銀行等）

ログインID \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

(2) インターネットプロバイダーの契約状況等

ログインID \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

(3) 有料コンテンツ（動画配信、音楽、電子書籍等）の契約状況

ログインID \_\_\_\_\_

パスワード \_\_\_\_\_

### ⑥各種データ（写真、住所録等）のパスワード

データ等ファイル名 \_\_\_\_\_ パスワード \_\_\_\_\_

データ等ファイル名 \_\_\_\_\_ パスワード \_\_\_\_\_

データ等ファイル名 \_\_\_\_\_ パスワード \_\_\_\_\_

デジタルデータを整理することで、見られては困るデータを処理できます。「重要な情報の格納フォルダやアクセスの仕方」、「データの処分方法」などについても考えておきましょう。

※他人に見られると「不正アクセス」の可能性もありますので、管理には十分注意してください。

## これからのわたし

### ①介護が必要になった場合

■わたしの介護について誰かが決めなくてはならない場合は

.....さん の意見を尊重してください

連絡先 .....

■介護の場所などの希望

自宅をお願いしたい (  家族に  ヘルパーさんに  両方に )

自宅で、ヘルパーさんなどのプロをお願いしながら、家族と暮らしたい

病院や施設に入りたい  すべて家族・親族の判断に任せます

その他( ..... )

■介護について「してほしいこと」・「してほしくないこと」、介護してくれる人に伝えたいこと

.....

.....

.....

.....

### ②病気になったとき、入院したとき

●病名・余命の告知について

ありのまま告知してほしい

告知しないでほしい

家族・親族 ..... の判断に任せます

その他( ..... )

●延命治療・終末期医療（痛みや苦痛の緩和）尊厳死について

できるだけ延命治療をしてほしい

苦痛の緩和治療だけして延命治療はしないでほしい

家族・親族 ..... の判断に任せます

尊厳死を希望する（書面が別にある場合、保管場所： ..... )

その他( ..... )

第1

第2

第3



## 2 もしものとき

### わたしが亡くなったとき

#### ①葬儀のこと

##### ●葬儀の実施について

- してほしい してほしくない しなくてよいが、するならお金をかけずに  
家族の判断に任せます その他( )

##### ●葬儀の規模

- 密葬 家族葬 一般葬 社葬 直葬（火葬） その他  
( )

##### ●葬儀の費用

- 用意していない わたしの預貯金を使ってほしい

##### ●葬儀のときに連絡してほしい人

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

##### ●その他葬儀について伝えておきたいこと

.....  
.....

#### ②お墓について

##### ●希望する埋葬方法

- 先祖代々の墓に納骨してほしい 新しい墓へ納骨してほしい  
既に購入している 永代供養にしてほしい 散骨 樹木葬  
家族の判断に任せます その他( )

##### ●お墓の費用

- 支払い済み わたしの預貯金を使ってほしい  
その他、お墓について伝えておきたいこと(お墓のデザイン、墓碑銘など)

.....  
.....

## もしものときの連絡先

もしものときに連絡したい人、親戚や友人、かかりつけの医者など

(1) 名 前： \_\_\_\_\_ 関 係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(2) 名 前： \_\_\_\_\_ 関 係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(3) 名 前： \_\_\_\_\_ 関 係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

(4) 名 前： \_\_\_\_\_ 関 係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

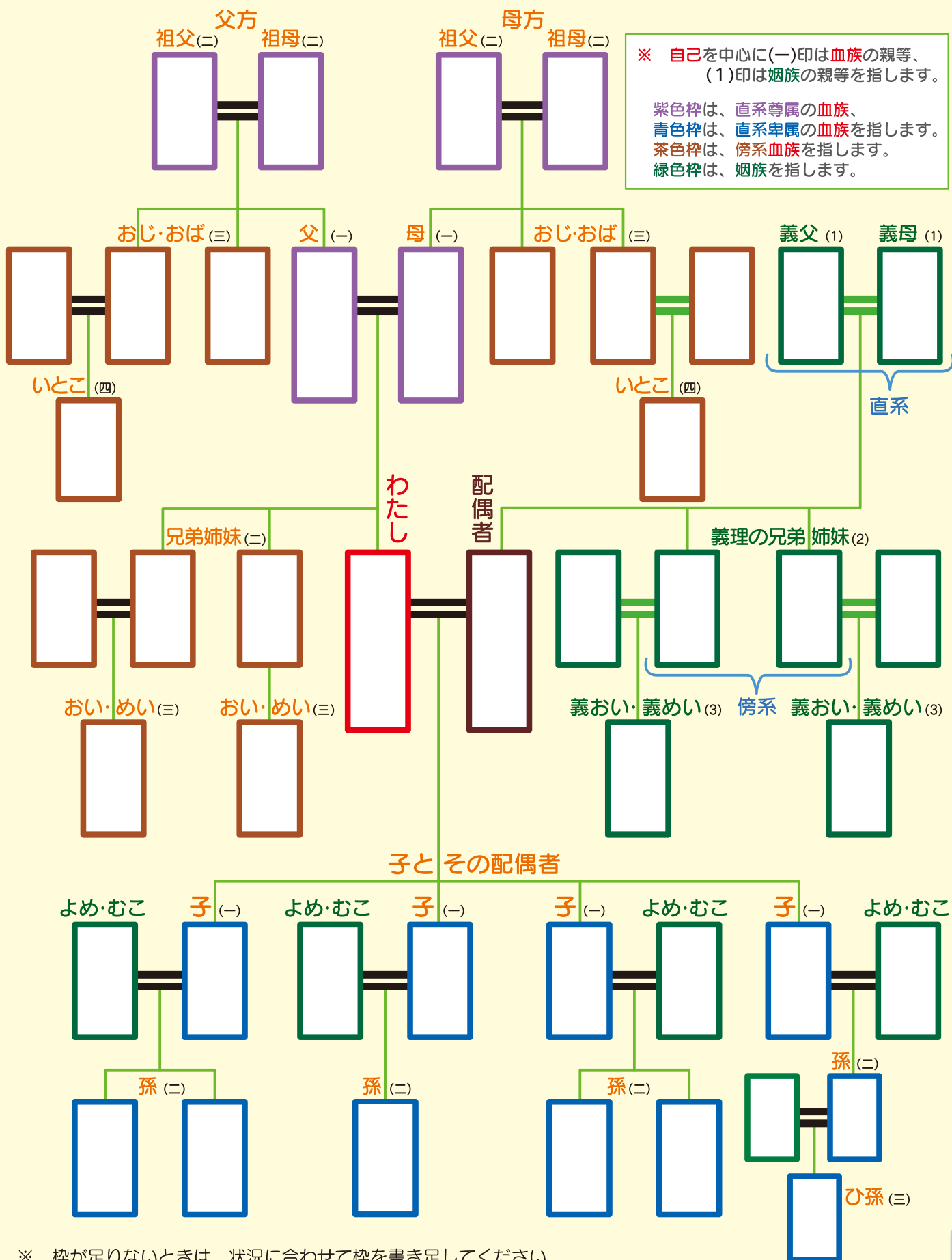
(5) 名 前： \_\_\_\_\_ 関 係： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

親族関係図

思い出せる範囲で親族を書いてみましょう

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族とされています(民法725)



※ 枠が足りないときは、状況に合わせて枠を書き足してください。

### 3 あなたの所有する財産について

#### どのような財産を所有しているか調べてみましょう！

あなたがどのような財産を所有しているかを調べて、書き出してみましょう（8ページ）。

不動産（土地・建物）については、所有者が保管している登記識別情報通知（登記済権利証）、法務局が発行する登記事項証明書（登記簿謄本）、市区町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認します。

複数人で所有（共有）している場合は、自分の持分（所有権割合）や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無等についても確認しましょう（9ページ）。

#### 資料の確認(一例)

目的	必要な書類	請求先
土地・建物の名義人を知りたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登記識別情報通知（登記済権利証）または</li> <li>• 登記事項証明書</li> <li>• 公図、地積測量図</li> </ul>	お近くの法務局
地番・家屋番号を知りたい		
面積を知りたい		
自分が所有している土地・建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知	市区町村の固定資産税担当課
	固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

所有している不動産(土地・建物)を記載しましょう！

	所在地	地番・ 家屋番号	所有者 (共有者)及び 共有持分	管理状況	どう引継 ぎたいか
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ 管理状況には、自己で管理しているか、  
貸している場合はその旨を記入します。

MEMO

貸している不動産の情報

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	借主の氏名	借主の住所	連絡先	
第1	1			
第2	2			
第3	3			
第3	4			

借りている不動産の情報

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書の有無
	貸主の氏名	貸主の住所	連絡先	
1	1			
2	2			
3	3			
4	4			

他に財産はありますか？

預貯金	金融機関名	支店	口座番号	備考
借入金 ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命 保険等	保険会社	種類・内容	受取人	備考
その他	名称 (自動車・有価証券・ 株式・債券等)	内容	保管場所	備考

年金	基礎年金番号	加入したことのある年金の種類
		国民年金・厚生年金・共済年金・その他( )

健康保険証、年金手帳・証書、パスポート、マイナンバーカードといった重要な書類などの保管場所

ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続登記手続きをスムーズに進めるために必要なことをまとめました。不明な点等がありましたら、お近くの法務局までご連絡ください。

現状又は予定	必要なこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記がされていない<small>(父母等の名義のままになっている)</small></li> <li>建物が登記されていない</li> <li>相続財産の分割協議をしていない</li> </ul>	相続登記 (詳細は13ページ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>家族などに相続させたい(贈与したい)</li> </ul>	遺言書を作成 (詳細は19ページ)
<ul style="list-style-type: none"> <li>自分が亡くなった後の住まいのことは遺産分割などにより、家族間の話し合いに任せ、事務手続きや当面の管理者を指定しておく</li> </ul>	信託契約や死後事務委任契約の締結
<ul style="list-style-type: none"> <li>相続させる不動産を売却する予定</li> </ul>	登記簿の確認、隣地境界の確認

※ 相続登記について詳しく知りたい方は13ページへ

遺言書の作成について・・・

遺言書の作成の有無について記載しておきましょう。

- ① 遺言書を作成していますか  
作成している   作成していない
- ② 作成している場合、どこに保管していますか  
法務局   公証役場   自宅   その他（ ）

※ 遺言書について詳しく知りたい方は18ページへ



## その他、伝えておきたいこと

所有している不動産（土地・建物）について、相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

- 近所の人と申合わせ事項がある（隣地境界等）  
（ ）
- 建て替えについて制約がある  
（ ）
- 専用道路の権利関係が複雑である  
（ ）
- その他  
（ ）

MEMO

## 第2 もしものときのために ～「自分のために、家族のために」～

### 1 相続登記 ～相続登記はしないといけないの?～

#### 相続登記は必要です!!

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

(注) 「民法等の一部を改正する法律」が令和3年4月28日に公布され、**令和6年4月1日**から「**相続登記の申請が義務化**」されます。

詳細は法務省HPのQRコードから



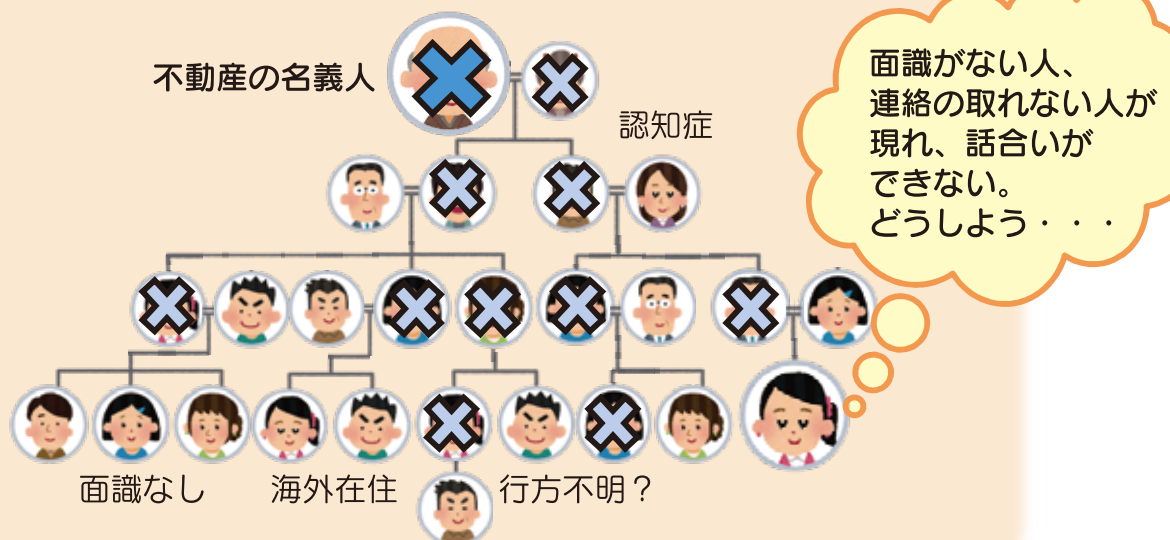
#### 相続登記をしないと...

○ 相続登記の手続がますます困難になります。

- ① 相続人がどんどん増えて、話し合いがうまく進まない。
- ② 書類収集の手間が増え、費用が高くなる。
- ③ 相続人の中に面識がない人が現れ、協議に時間が掛かる。
- ④ 相続人の中に認知症になるなど判断能力が低下してしまう人がいると、家庭裁判所に成年後見人の選任申立てが、また、所在不明の人がいると、不在者財産管理人の選任申立てが必要になるケースが生じる。

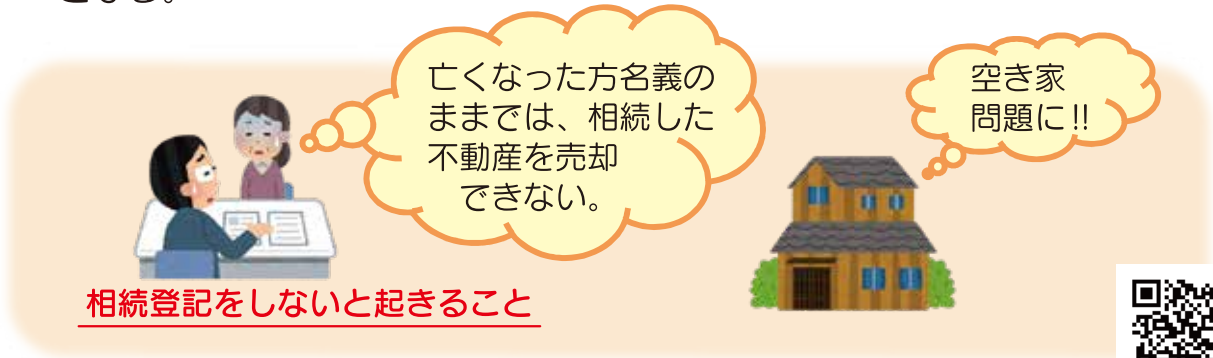


**時間が経つほど、相続人が増えて手続が難しくなってしまいます。**



○ **くらしやまちづくりに影響があります**

- ① 相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ② 適切な管理がされない空き家が増加する。
- ③ まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



必要書類の詳細は法務局HPのQRコードから



**相続登記に必要な書類は？**

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方)の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報一覧図の写し」を提出すれば、戸除籍謄本は不要(15～16ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の除票 (本籍地の記載のあるもの)	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
		住民票の写し (登記名義人になる人だけ)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管する場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預ける場合) 遺言書情報証明書等 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合(21ページ参照)	法務局

## 2 法定相続情報証明制度 ～相続手続きが簡単に！～

### 「法定相続情報証明制度」とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

### 制度の利用で相続手続きが簡単に！

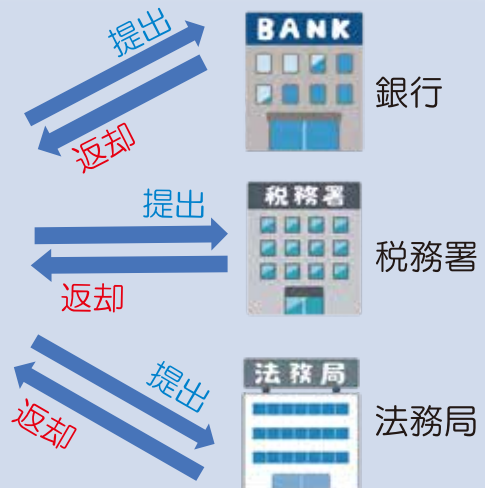
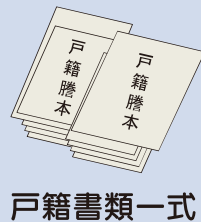
「法定相続情報一覧図の写し」は、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きをすることが可能です。

#### 制度の利用範囲 について

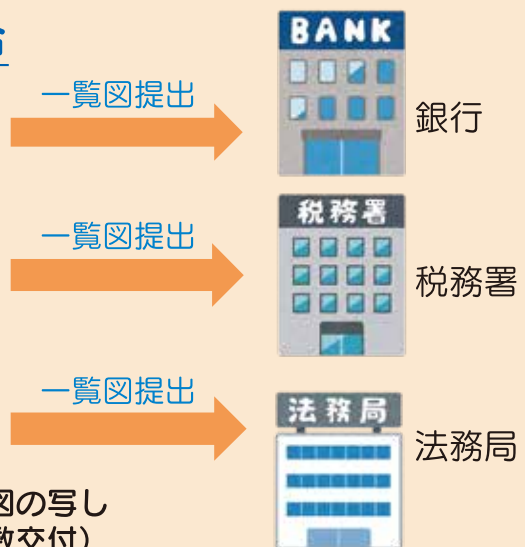
- 預貯金の払戻し
- 相続税の申告
- 相続登記
- 各種名義変更
- 遺族年金、  
未支給年金、  
死亡一時金等の  
請求 など

何度も提出し直さなくていいから  
手間がかからない!!

#### 制度を利用しない場合



#### 制度を利用した場合



法定相続情報一覧図の写し  
(無料で必要な通数交付)

# 「無料」で利用できます!!



申出



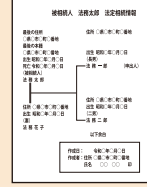
法務局



登記官

確認

交付



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。  
 登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを「無料」で必要通数交付します。  
 法定相続情報一覧図の保管期間中(5年間)は、再交付を受けることができます。

法定相続情報一覧図（記載例）

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本(戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—

※ 別途、他の書類が必要になる場合があります。

**被相続人 法務太郎 法定相続情報**

最後の住所 ○県○市○町○番地  
住所 ○県○市○町○番地

最後の本籍 ○県○市○町○番地  
住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日 (長男)  
出生 昭和○年○月○日 (二男)

死亡 令和○年○月○日 (被相続人)  
法務太郎

法務一郎 (申出人)

法務二郎

以下余白

作成日： 令和○年○月○日  
 作成者：住所 ○県○市○町○番地  
 氏名 ○○ ○○ 印







MEMO

### 3 「遺言」 ～相続？ 争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

#### 相続順位

#### 法定相続人と法定相続分

<p>第1順位 子がいる場合</p>	<p>配偶者</p>  <p>1 / 2</p>	<p>子</p>  <p>1 / 2 ※人数で分割</p>
<p>第2順位 子がなくて、 親がいる場合</p>	<p>配偶者</p>  <p>2 / 3</p>	<p>親</p>  <p>1 / 3 ※人数で分割</p>
<p>第3順位 子と親が共に いなくて、兄弟 姉妹がいる場合</p>	<p>配偶者</p>  <p>3 / 4</p>	<p>兄弟姉妹</p>  <p>1 / 4 ※人数で分割</p>



- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。

※ 昭和56年1月1日より以前に相続が発生している場合は、改正前の民法の規定が適用されます。詳しくは法務局にお尋ねください。

## 遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

## どちらにする? ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表にしました。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が <b>全文・日付・氏名</b> を <b>自書</b> 及び <b>捺印</b> する(19ページ)	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管又は法務局に預ける <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、                      ・長期間適正に保管します                      ・プライバシーを確保できます                 </div>  遺言書ほかんガルー <b>安心安全</b>	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	<b>必要</b> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、                      検認は<b>不要</b>です                 </div>	<b>不要</b>
メリット	○作成費用がかからない ○作成に手間がかからない	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	○内容に不備があると無効になる可能性がある ○自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ○自宅保管の場合相続人に発見されないことがある  遺言書ほかんガルー	・費用がかかる <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、紛失等のおそれがなくなります                 </div> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     法務局に預けた場合、関係相続人等に遺言書保管の事実を通知することができます                 </div>

## 遺言書を自筆で書いてみましょう！

自筆で遺言書を書くときの要件は「4つ」あります。

- ①本文 : 「遺言の内容(誰にどの財産を相続させるか)」
- ②作成日付 : 「令和〇年〇月〇日」
- ③遺言者の署名 : 「遺言太郎」
- ④遺言者の印鑑を自分で押す : 「(印)」

①②③は、**全文自筆で書く!**



### 〈全ての遺産を「妻」に遺す遺言書の例〉

↑ 余白5ミリメートル以上 (※ 法務局に預ける場合は、余白が必要です。)

# 遺言書

全ての遺産は、妻 遺言 花子 に相続させる。

令和〇年〇月〇日

千葉県船橋市中央1丁目1番1号

遺言太郎 (印)

1 / 1

↓ 余白10ミリメートル以上 (※ 法務局に預ける場合は、余白が必要です。)

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

訂正がある場合は、遺言者がその訂正箇所を二重線で消し、そこに印を押さなければ効力を生じません。

10 (印)

訂正した場合は、遺言者がその訂正箇所を指示し、付記し、署名をしなければなりません。

上記住所中、一字削除二字追加  
遺言太郎

- 【注意】
- 1 日付は、西暦又は和暦で日にちまで必ず書いてください(吉日は、不可)。
  - 2 戸籍・住民票に記載されている氏名を書いてください(あだ名やペンネームは、不可)。
  - 3 印鑑は認印でも実印でもかまいません(スタンプ印は、不可)。
  - 4 鉛筆や消せるボールペンは**使えません**。
- ※ 「遺言の内容を詳しく書きたい。」というときの相談は、**司法書士会、弁護士会**にお問い合わせください(28ページ)。

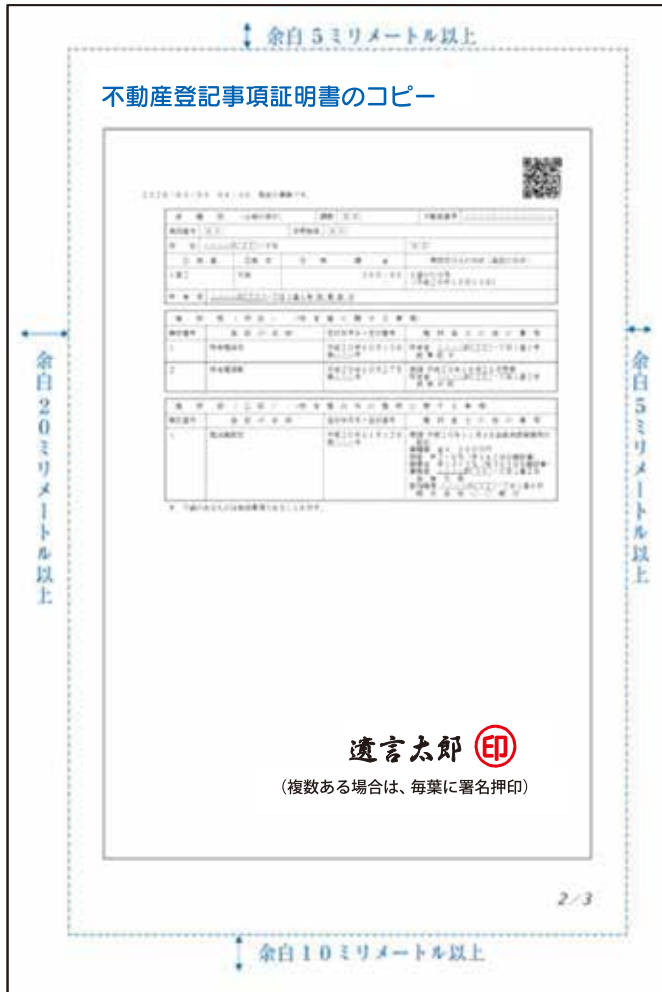
第1

第2

第3



- ※ 1 遺言書には、どのような財産があるのかを明らかにするための一覧表である「財産目録」を添付することができます。
- 2 「財産目録」は、自筆によらずパソコンでの作成が可能です。
- 3 不動産登記事項証明書や通帳などは、コピーを添付することで代用ができます。ただし、**いずれも遺言者の署名(自書)と押印が必要**です。



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみましょう！

法務局に預ける遺言書の用紙には、ルールがあります。

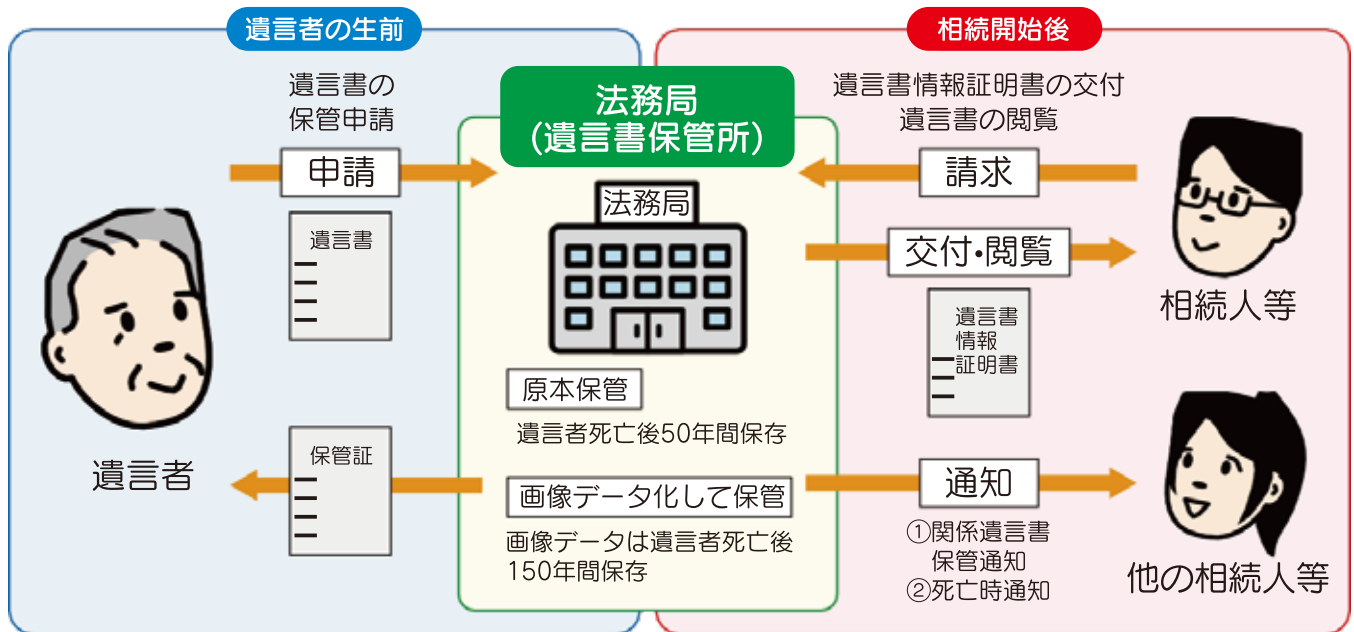
- ① 用紙は、A4サイズを使用してください。
- ② 余白を必ず確保してください。
- ③ 余白部分には何も記載しないでください。
- ④ 各ページにページ番号を記載してください(1枚のときは1/1と記載してください)。
- ⑤ 片面のみ使用し、裏面には何も記載しないでください。
- ⑥ 数枚になる場合であってもとじ合わせないでください(契印も不要)。

詳しくは、次のページをご覧ください。

## 法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは？

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局(本局・支局)で保管する制度、「**自筆証書遺言書保管制度**」が始まりました。

### 制度の概要



### メリットは??

- 1 遺言書の紛失・亡失のおそれがありません！
  - 2 家庭裁判所での「**検認が不要**」です！。。
  - 3 法務局から相続人等に遺言書が保管されている旨を通知することができます！
  - 4 相続人等は遺言書の閲覧をしたり、遺言書の証明書の交付が受けられます！
- ◎あなたの最期の意思表示が確実に伝わります！  
◎相続トラブルを防ぎ、相続手続きが円滑に進みます！

2、3、4は、相続開始後の  
手続になります。

### 手数料

※ 1通あたりにかかる手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円 (モニターでの閲覧) 1,700円 (原本の閲覧)
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は、  
法務省HPからご覧ください

遺言書保管制度 検索

## 遺言者が遺言書を預ける保管申請の流れ

令和5年5月12日現在

### 1 自筆の遺言書を作成します

19、20ページを参考に作成してみてください。

### 2 保管の申請をする法務局(遺言書保管所)を決めます

- 1 遺言者の住所地
- 2 遺言者の本籍地
- 3 遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局(遺言書保管所)

### 3 保管申請書を作成します

- 1 申請書の様式は、法務省ホームページからダウンロードできます。

遺言書保管申請 - 法務省

- 2 お近くの法務局(遺言書保管所)の窓口にも備えています。

### 4 保管申請の予約をします

予約の方法は3種類

保管申請をする法務局(遺言書保管所)の

- 1 ホームページ
- 2 電話
- 3 窓口

### 5 保管の申請をします

以下の①から⑤を持参して、予約をした日時に遺言者本人が、法務局(遺言書保管所)にお越しください。

- ① 遺言書
- ② 保管申請書
- ③ 添付書類(本籍地及び筆頭書の記載がある住民票の写し等)
- ④ 本人確認書類(官公署から発行された顔写真付きの公的証明書)  
マイナンバーカード、運転免許証、運転履歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書等
- ⑤ 手数料 3、900円分の収入印紙(法務局(遺言書保管所)でも購入できます。)

### 6 保管証を受け取ります

手続終了後、「保管証」をお渡しします。

「保管証」は、遺言者及び相続人等のその後の手続がスムーズになりますので大切に保管してください。

## 4 「成年後見制度」 ～自分のために、家族のために～

### 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

### 法定後見制度とは？ 任意後見制度とは？

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2種類があります。

**法定後見制度**は、「後見」・「保佐」・「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等(成年後見人・補佐人・補助人)を選任し、選任された成年後見人等については、**東京法務局で成年後見の登記**(24ページ参照)がされます。

一方、**任意後見制度**は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護に関する法律行為や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を**公正証書**で結んでおくものです。

#### 法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が欠けているのが通常の状態

保佐



判断能力が著しく不十分

補助



判断能力が不十分

家庭裁判所に申立て

#### 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になったときに備える場合



判断能力があるうちに、任意後見人を選んでおく

公正証書で契約

第1

第2

第3

## 成年後見制度の利用に必要な費用は？

### 法定後見制度

申立手数料	800円(注1)
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手(注2)、鑑定料(注3)、添付書類(注4)の取得に必要な費用 など

(注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。

(注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円から20万円程度（東京家裁のHPから）となっています。

(注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これらを手に入れるための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる[家庭裁判所](#)にご確認ください。）。

### 任意後見制度

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

(※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。

なお、公正証書に関するお問い合わせは、[公証役場\(29ページ\)](#) にお願ひします。

## 成年後見「登記」って？

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続により、[東京法務局後見登録課](#)で登記するものです。

この登記に基づいて、登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)の交付を受けることができ、この証明書によって、自分が後見人であるという事実や、成年後見を受けていない方が自己が登記されていないことを証明することができます。

第1

第2

第3

(成年後見人等の選任)



家庭裁判所

法定後見(後見・保佐・補助)の開始の審判、任意後見監督人の選任の審判



公証人

任意後見契約の公正証書を作成

登記の囑託

登記の囑託



東京法務局

法定後見の登記  
任意後見の登記

(成年後見登記の証明書)

登記事項の証明書の交付請求



東京法務局以外の法務局  
・地方法務局(戸籍課)

登記されていないことの証明書の交付請求

※ このほか、保佐人・補助人・成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見受任者・任意後見監督人など



本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・四親等内の親族など(※)の方



法定後見・任意後見を受けていない方



本人・成年後見人・任意後見人・本人の配偶者・本人の親族などの利害関係人など(※)の方

「登記事項の証明書」・「登記されていないことの証明書」を取得するには？

必要書類

- ・ 申請書 (最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。)
- ・ 本人確認書類 (免許証・健康保険証など)
- ・ 委任状 (委任による代理人からの請求の場合)
- ・ 戸籍謄抄本・住民票 (親族からの請求の場合)

手数料

- ・ 登記事項の証明書  
1通につき550円
- ・ 登記されていないことの証明書  
1通につき300円

成年後見制度の詳細は、法務局HPのQRコードからご覧ください



請求先

- 窓口
  - ・東京法務局民事行政部後見登録課
  - ・全国の法務局・地方法務局戸籍課
- 郵送
  - 〒102-8226
  - 東京都千代田区九段南1-1-15
  - 九段第2合同庁舎
  - 東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局のみでの取扱いになります

memo

---

---

---

---

---

---

---

---

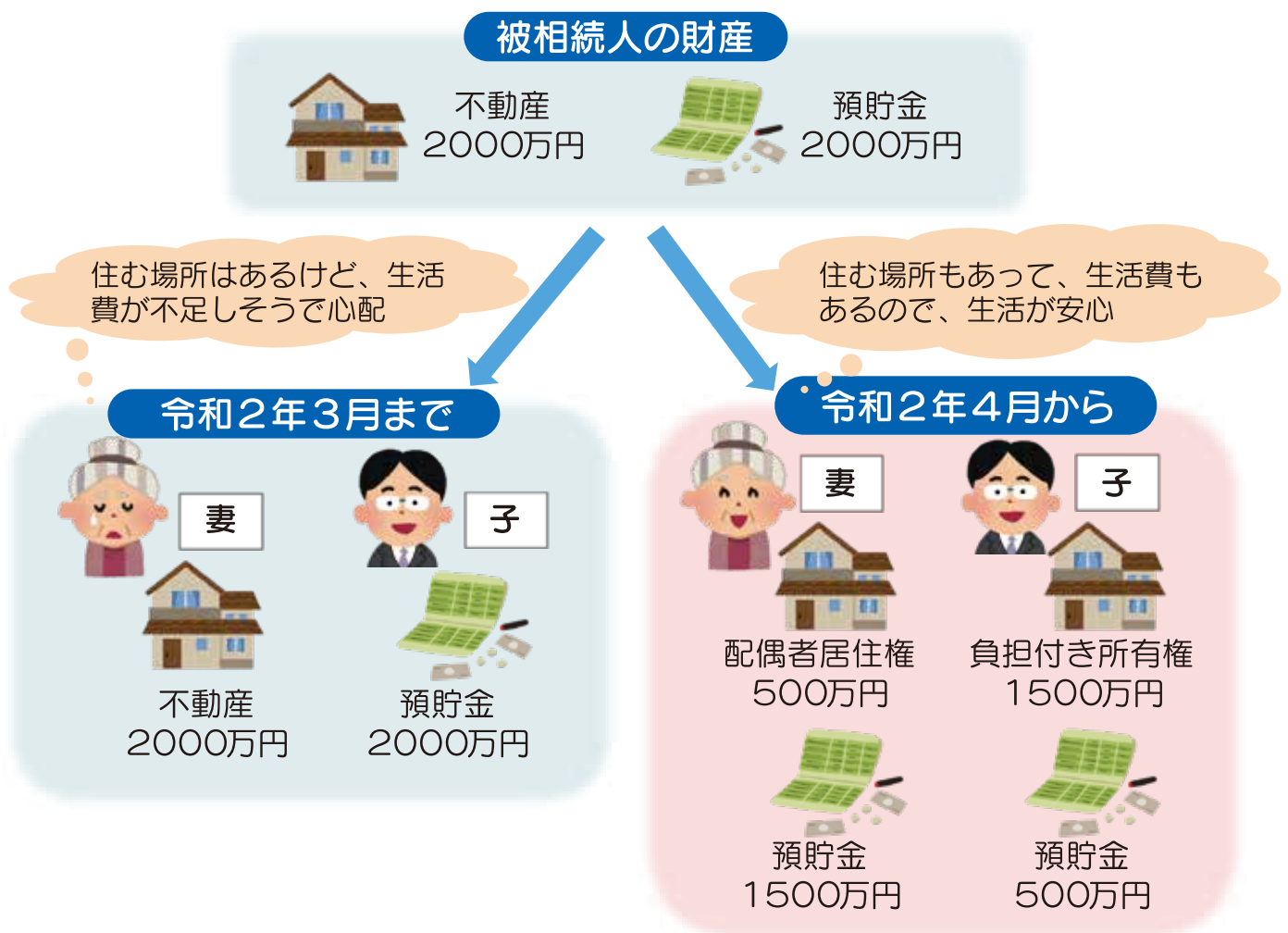
---

---

## 5 民法改正により新たな制度が創設されました！

### 配偶者居住権ってどんな制度？

民法改正により、令和2年4月1日に「配偶者居住権」が創設されました。これによって、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺言書の記載に基づき配偶者居住権を取得すれば、終身又は一定期間、被相続人所有の建物に無償で居住することができるようになりました。



配偶者居住権の権利を第三者に対抗（主張）するためには、**登記が必要**となります。





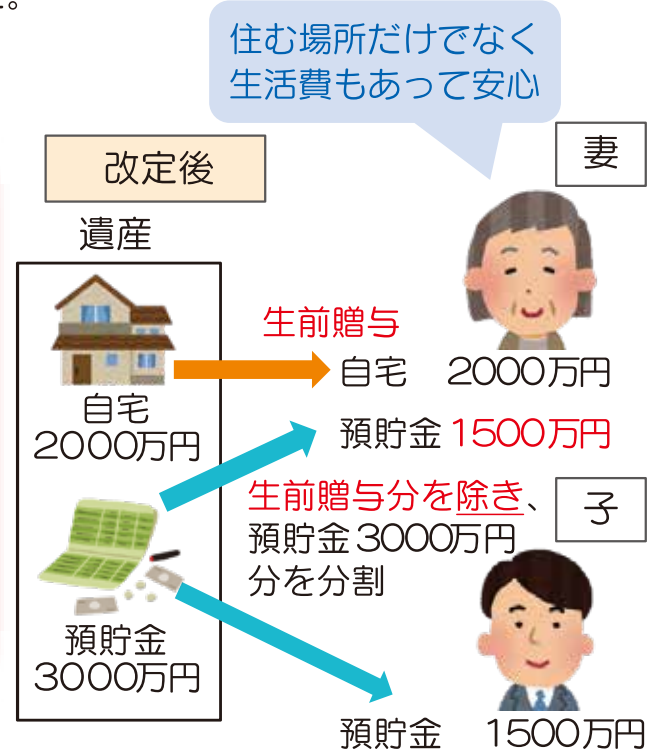
## 居住用不動産贈与等の優遇措置ってどんな制度？

令和元年7月1日以降、**婚姻期間が20年以上である夫婦間**で居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合については、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

### どう変わったの？

従来、生前贈与があった場合、財産の先渡しがあったものとして、生前贈与分を含めて遺産分割を行うこととしていました。

改正後は**生前贈与分を除いて**遺産分割を行うことができるようになり、配偶者は、より多くの財産を取得することができるようになりました。



## 令和5年4月27日施行！「相続土地国庫帰属制度」とは？

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」により、**令和5年4月27日**から、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることが可能となります。

ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮し、**一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査すること**になります。

※ 上記審査には審査手数料のほか、土地の性質に応じた**標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金が必要**となります。



詳細は法務省HPのQRコードから



## 6 問い合わせ先一覧 ～どこに問い合わせたらいいの？～

この「**法務局が作ったエンディングノート**」でご案内した内容について、ご不明な点がございましたら、千葉地方法務局の以下の連絡先にお問い合わせいただくか、直接窓口に「**法務局が作ったエンディングノート**」をご持参していただいで、お問い合わせください。

### ●千葉地方法務局のお問い合わせ先

	相続登記・ 法定相続情報 証明	自筆証書 遺言書保管	成年後見登記 の証明書	所 在
<b>本 局</b> ダイヤルイン	○ 不動産 登記部門 043-302-1312	○ 供託課 043-302-1318	○ 戸籍課 043-302-1316	〒260-8518 千葉市中央区中央港 1丁目11番3号  (代表) 043-302-1311
<b>支 局</b>	○	○	—	
<b>出張所</b>	○	—		

※成年後見人等の選任は、家庭裁判所、任意後見については、公証役場にお問い合わせ願います。

### ●千葉地方法務局以外のお問い合わせ先

	相談内容	所 在
<b>千葉司法書士会</b>	相続登記・遺言・相続放棄・成年後見・会社、法人登記に関する相談	〒261-0001 住所 千葉市美浜区幸町2丁目2番1号 Tel 043-246-2666
<b>千葉県 土地家屋調査士会</b>	不動産登記の相談(土地・建物)、敷地の調査、測量及び境界確認等に関する相談	〒260-0024 住所 千葉市中央区中央港1丁目23番25号 Tel 043-204-2312
<b>千葉県弁護士会 (法律相談センター)</b>	遺言・相続・成年後見 その他法律に関する 相談全般	〒260-0013 住所 千葉市中央区中央4丁目13番9号 Tel 043-227-8431 (松戸支部)Tel 047-366-6611 (京葉支部)Tel 047-437-3634

公証役場	相談内容	所 在
千葉公証役場	公正証書遺言の 作成・任意後見等 に関する相談ほか	〒260-0015 住所 千葉市中央区富士見一丁目 14番13号 (千葉大栄ビル8階) Tel 043-224-1408 043-227-3661
成田公証役場	同 上	〒286-0033 住所 成田市花崎町956番地 Tel 0476-22-1035
茂原公証役場	同 上	〒297-0026 住所 茂原市茂原640-10 (地奨第3ビル2階) Tel 0475-22-5959
松戸公証役場	同 上	〒271-0091 住所 松戸市本町11-5 (明治安田生命松戸ビル3階) Tel 047-363-2091
柏公証役場	同 上	〒277-0011 住所 柏市東上町7-18 (柏商工会議所5階) Tel 04-7166-6262
木更津公証役場	同 上	〒292-0057 住所 木更津市東中央3-5- 2-102(第2三幸ビル1階) Tel 0438-22-2243
館山公証役場	同 上	〒294-0047 住所 館山市八幡32-2 Tel 0470-22-5528
銚子公証役場	同 上	〒288-0044 住所 銚子市西芝町3番地の9 (銚子駅前大樹ビル2階) Tel 0479-23-6071
船橋公証役場	同 上	〒273-0011 住所 船橋市湊町2-5-1 (アイカワビル5階) Tel 047-437-0058
市川公証人合同役場	同 上	〒272-0021 住所 市川市八幡3-8-18 (メゾン本八幡ビル205) Tel 047-321-0665

## 第3 そのほか、法務局でお役に立てること

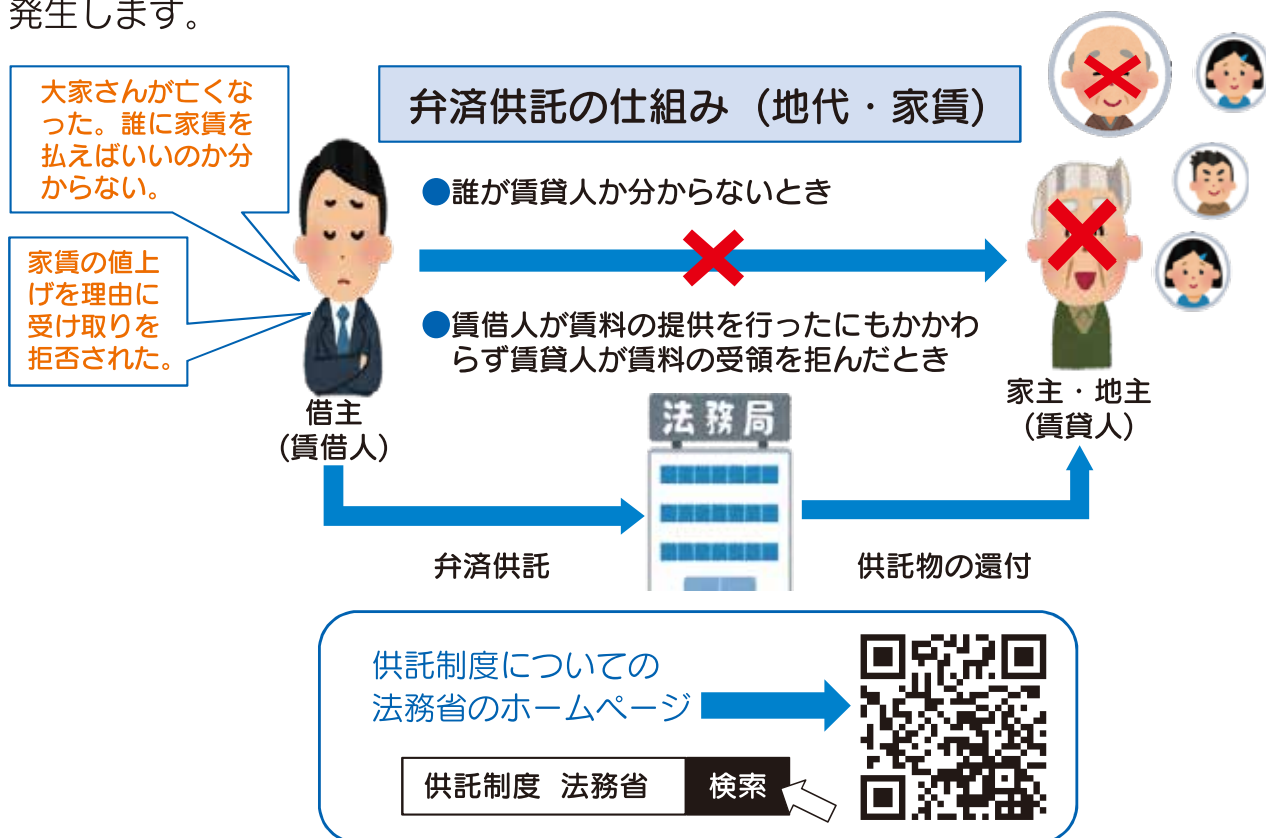
### 1 まさかの家賃トラブル

～供託制度～

#### ●誰に家賃を払えばいいの？

供託とは、金銭・有価証券などを供託所(法務局)に提出し、最終的には供託所(法務局)がその財産を誰かに取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

例えば、大家さんが亡くなって相続人が分からない場合などにも利用できます。供託所(法務局)にその家賃を預けることで、家賃を支払った場合と同じ効果が発生します。



MEMO

## 2 境界トラブルを解決

～筆界特定制度～

筆界特定制度は、土地の範囲を区画するものとして定められた線(筆界)を筆界特定登記官が明らかにする制度です。

筆界特定制度を活用することにより、公的な判断として筆界を明らかにできるため、筆界をめぐるトラブルを解決する一助となります。

### ●筆界がはっきりしないと…

- 不動産を売却できない。
- 隣人との境界トラブル

【例】隣人からブロックが越境しているといわれた。

- 住宅ローンなどの融資が受けられない可能性も。

### ●将来の境界トラブルを防ぐためには

境界は、自分で分かっているだけでは十分ではありません。将来、世代が替わっても対応できるよう永続性のある境界標の設置をおすすめします。

#### 「永続性のある境界標」



金属鋳



コンクリート杭  
プラスチック杭



金属プレート

### ●筆界特定申請について

筆界特定申請は、土地の所有権登記名義人(所有者)が自身で法務局に申請することもできますし、[土地家屋調査士会\(28ページ\)](#)に依頼することもできます。

詳しくは、法務局ホームページで確認してください。

筆界特定制度に  
関する法務省の  
ホームページ



筆界特定制度

検索



MEMO



3 会社を営んでいるが、・・・ ～商業・法人登記制度～

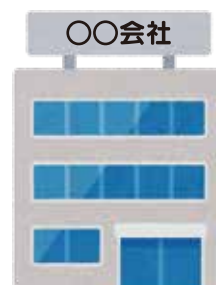
●誰かに承継したいときは…

自分が元気なうちに、誰かに事業を承継したいときは、①現経営者の子をはじめとした親族に承継、②親族以外の従業員に承継、③社外の第三者(企業や創業希望者等)への株式譲渡や事業譲渡による承継などの方法があります。

詳しくは、千葉県事業承継・引継ぎ支援センター  
(電話043-305-5272)にご相談ください。

●会社の役員が変わることになったら…

例えば、取締役である親が、取締役を辞任し、子を後任者とする場合などには、株主総会で子が後任者に選ばれた後、本店の所在地において2週間以内に登記申請を行うこととなります。



●会社を閉めることになったら…

会社を閉めることになったら、解散の登記と清算人選任の登記をする必要があります。選任された清算人は、債権債務の整理や株主等に対して残余財産を分配するなどの手続をとった後、清算終了の登記申請を行うこととなります。

会社・法人登記の個別具体的な相談は、司法書士会にお問い合わせください(28ページ)。

商業・法人登記  
申請手続(書式)  
はこちらから



商業 法人登記申請手続

検索

オンライン申請  
(登記・供託ねっと)  
はこちらから



登記 供託ねっと

検索

MEMO

## 4 困ったことがあったら、お気軽に相談を！～人権擁護機関～

法務局では、人権擁護委員(※)や職員が、パワハラやセクハラ、いじめ、インターネットによる誹謗中傷など人権侵害が疑われる場合の相談に応じています。

それ以外のことで何か**困ったこと**や**悩みごと**がありましたら、**ひとりで悩まず**に法務省の**人権擁護機関**にお気軽にご相談ください。

(※) 人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間の人たちで各市町村にいます。



インターネット人権  
相談受付窓口 →

インターネット人権相談 検索 ←

みんなの人権110番  
0570-003-110



女性の人権ホットライン  
0570-070-810



子どもの人権110番  
0120-007-110



子どもの人権  
SOSミニレター



インターネット  
人権相談



SNS(LINE)に  
よる人権相談



(受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分)



ひとりで悩まずにご相談ください

Don't worry alone. Consult with us first.

秘密は守ります。相談は無料です。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

## 5 登記の申請方法

～ 司法書士・土地家屋調査士制度 ～

登記申請は、当事者がご自身で登記申請書を作成し、法務局に申請することもできますし、登記申請書の作成から登記完了までを**司法書士**に依頼することもできます。

登記申請には、高度の法律知識が必要であったり、書類作成の難易度が高かったり、添付書類を集めるのが煩雑な場合などがあります。そのような場合は、専門家である**司法書士**に相談してください(28ページ)。

また、建物を新築したり、未登記の建物を取得した人には、その建物の登記をする義務があります。増改築による床面積等の変更も登記が必要です。

相続した土地の隣地との境界確認や未登記建物の調査・測量・図面作成・登記申請は、専門家である**土地家屋調査士**へ相談してください(28ページ)。依頼すると登記完了までの処理がスムーズです。

登記申請は、全て紙で申請書を作成する方法(書面申請)のほか、専用ソフトを使用して申請情報をオンラインで送信する方法(オンライン申請)があります。

詳しくは法務局のホームページで確認してください。

オンライン申請

(登記・供託ねっと)はこちらから

登記 供託ねっと 検索



市民とともに150年、  
相続登記は司法書士へ



不動産を相続したら、相続登記を。令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。



## 地域の活性化

### 相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

## 安全・安心なくらし

### 相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる



## 未来につなぐ

### 相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

## 産業の推進

### 相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

千葉司法書士会  
043-204-8333

千葉地方法務局  
043-302-1312

千葉県土地家屋調査士会  
043-204-2312



# からまった問題 弁護士にご相談を

千葉県弁護士会 043-227-8431

京葉支部(船橋・市川・浦安) 047-431-7775

松戸支部(松戸・柏・流山・鎌ヶ谷・我孫子・野田) 047-366-6611

千葉県弁護士会ホームページ <http://www.chiba-ben.or.jp/>



千葉県弁護士会マスコットキャラクター  
ちーべん

「誰か」のこと  
じゃない。



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権に関する相談でお悩みの方は、  
お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

インターネット人権相談受付窓口

0570-003-110

受付時間 平日8:30~17:00

<https://www.jinken.go.jp/>



このウェブサイトは、「東京2020オリンピック・パラリンピック」の登録商標の「人権」の文字から生まれたキャラクターである。このウェブサイトは、法務省の人権擁護局で、インターネットを通じて相談を受けることができる。また、このウェブサイトは、法務省の人権擁護局で、インターネットを通じて相談を受けることができる。また、このウェブサイトは、法務省の人権擁護局で、インターネットを通じて相談を受けることができる。

インターネット人権相談  
受付窓口(24時間受付)

<https://www.jinken.go.jp/>



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

千葉地方法務局・千葉県人権擁護委員連合会

フリースペース

# 千葉地方法務局管内 登記管轄・遺言書保管所 一覧

所在地	登記管轄	遺言書保管所
<b>本局</b> 〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目1番3号 TEL 043-302-1311(代表)	千葉市 習志野市	①遺言者の住所地 ②遺言者の本籍地 ③遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかが千葉県内であれば、千葉県内の出張所を除く、本局・支局のいずれの法務局でも保管可能です。
<b>佐倉支局</b> 〒285-0811 佐倉市表町1丁目20番地11 TEL 043-484-1222	佐倉市 四街道市 八街市 印旛郡酒々井町	
<b>茂原支局</b> 〒297-0078 茂原市高師台1丁目5番地3 TEL 0475-24-2188	茂原市 長生郡(一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町)	
<b>松戸支局</b> 〒271-8518 松戸市岩瀬473番地18 TEL 047-363-6278	松戸市 流山市	
<b>柏支局</b> 〒277-0005 柏市柏6丁目10番25号 TEL 04-7167-3309	野田市 柏市 我孫子市	
<b>木更津支局</b> 〒292-0057 木更津市東中央3丁目1番7号 TEL 0438-22-2531	木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市	
<b>館山支局</b> 〒294-0045 館山市北条2169番地1 TEL 0470-22-0620	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡鋸南町	
<b>匝瑳支局</b> 〒289-2141 匝瑳市八日市場八678番地3 TEL 0479-72-0334	銚子市 旭市 匝瑳市 香取郡多古町 山武郡芝山町 横芝光町	
<b>香取支局</b> 〒287-0001 香取市佐原口2122番地40 TEL 0478-52-3391	香取市 香取郡(神崎町, 東庄町) 成田市の内 (旧香取郡大栄町) 伊能, 臼作, 大沼, 川上, 官林, 吉岡, 久井崎, 桜田, 柴田, 新田, 浅間, 大栄十余三, 多良貝, 津富浦, 稻荷山, 東ノ台, 所, 中野, 南敷, 奈土, 一鎌田, 一坪田, 堀籠, 前林, 馬乗里, 松子, 水の上, 村田, 横山 (旧香取郡下総町) 青山, 大菅, 大和田, 小野, 倉水, 小浮, 猿山, 地蔵原新田, 新川, 高, 高岡, 高倉, 冬父, 中里, 名木, 名古屋, 七沢, 滑川, 成井, 西大須賀, 野馬込, 平川, 四谷	
<b>船橋支局</b> 〒273-8558 船橋市海神町2丁目284番地1 TEL 047-431-3681	船橋市 八千代市	
<b>市川支局</b> 〒272-0805 市川市大野町4丁目2156番地1 TEL 047-339-7701	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	
<b>市原出張所</b> 〒290-0062 市原市八幡2384番地56 TEL 0436-41-3241	市原市	出張所での取扱はありません。
<b>東金出張所</b> 〒283-0063 東金市堀上334番地12 TEL 0475-52-2402	東金市 山武市 大網白里市 山武郡九十九里町	
<b>成田出張所</b> 〒286-0014 成田市郷部1322番地 TEL 0476-23-2313	成田市(香取支局の管轄に属する地域を除く) 印西市 白井市 富里市 印旛郡栄町	
<b>いすみ出張所</b> 〒298-0004 いすみ市大原7400番地55 TEL 0470-62-2283	勝浦市 いすみ市 夷隅郡(大多喜町・御宿町)	

# なくそう 所有者不明土地

所有者が分からない土地は、利用も管理も困難です。  
公共事業や災害復興の妨げとなっています。

所有者不明土地をなくすための新しい制度が  
令和5年以降、順次施行されます。



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくはこちら▶



千葉地方法務局

〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号 043-302-1311(代表)

